

工事協定書

横浜市神奈川区大口通____番地____に建設される（仮称）_____新築計画（以下「本件建物」という）の建設工事（以下「本件工事」という）に関し、大口通商店街・近隣住民代表（以下「甲」という）と、建築主_____（以下「乙」という）施工者_____（以下「丙」という）との間において下記の通り合意し、工事協定を締結する。その証として本協定書を4通作成し、記名捺印の上、各々がその1通を保有する。

第1条（建物の概要）

| | |
|------------|----------------------------|
| 1：工事場所 | 横浜市神奈川区大口通____番地_____ |
| 2：工事名称（仮称） | _____新築工事 |
| 3：建築主 | 株式会社 _____ |
| 4：施工者 | _____ |
| 5：設計監理者 | 株式会社 _____ |
| 6：構造規模 | 鉄筋コンクリート造り ____階 |
| 7：建物用途 | 共同住宅____戸 店舗____戸 |
| 8：関係図面（添付） | 建築場所（地図）、各階平面図、立面図、車両通行経路図 |

第2条（関連法規の遵守）

1. 乙、丙は、建築基準法、横浜市公害防止条例及び、同施工規則、公害対策基本法、騒音規制法、建設工事公衆災害防止要項、及び労働安全衛生規則等、関連法規を厳守し、その他行政指導に従うものとする。
2. 乙、丙は、本件建物並びに本件工事に対する事前の説明並びに回答を厳守する。但し、本協定と相違ある場合は本協定を優先するものとする。
3. 乙、丙は、本件建物の計画につき変更した場合は、速やかに甲へ連絡し参考資料を提示の上、説明に当たるものとする。
4. 丙は本件工事において、甲からの苦情その他申出等があった場合は、直ちに誠意をもって対応するものとし、その原因となっている工種を中断することで、本工事に多大な影響を与えるものでない場合には、甲と協議の上、再開するものとする。

第3条（工事の期間）

1. 本件建物の工事期間は、令和 年 月 日から 令和 年 月 日とする。
但し、天候上止むを得ない事情により上記期間を延長する場合は、丙は予め甲に通知し了解を得るものとする。
2. 丙は、週間工事予定並びに月間工程表を仮図いに提示するものとする。尚、天候等の止むを得ない事情により工程が変更になった場合は、変更した工程表を仮図いに提示するものとする。

第4条（作業時間及び休日）

（1）作業時間

- 1：平常の作業時間は、午前8時より午後6時迄とするものとする。(除：内装工事等音の少ない作業・工具等を使用しない準備・片付け・清掃)
- 2：作業開始前の朝礼・ミーティング・ラジオ体操（但し、音響設備は使用しない）は午前8時より行なうものとする。
- 3：作業開始の搬入は、午前8時以降に行なうものとする。
- 4：下記の作業については、作業時間の変更（早出・延長・夜間）が必要な場合は、丙はあらかじめ甲に連絡の上行なうものとする。但し、甲から異議が有った場合は協議し対処するものとする。尚、騒音及び振動を伴う作業については、極力(1)項の作業時間内に開始及び終了するものとする。
 - I コンクリート打設準備作業
 - II 天候等緊急時の防災作業（例：台風接近に伴う養生シートの外し及び足場緊結、点検補強・資材の飛散落下防止点検）
 - III 諸官庁、所轄警察署による指示、指定作業（例、電気・ガス・上下水道等設備関係のつなぎ込み作業）
 - IV 施工上中止できない作業（例：躯体コンクリート打設作業）
 - V 予期することの出来なかつた突発事態（交通事故・交通渋滞・機械故障）が生じ、なおかつ中止できない作業
 - VI 躯体コンクリート打設後の床均し作業（コンクリート表面の湿潤、乾燥の状況によって延長予定時間決定）
- 5：昼の休憩時間は、コンクリート打設等止むを得ない場合以外正午より午後1時までとするものとする。

（2）作業休日

- 1：日曜日を作業休日とする。又、丙は工事中適切な誘導員を設置し、通行者（特に幼児・児童・高齢者・身体障害者）の安全確保に細心の注意を払うものとする。
尚、工程上やむを得ず日曜日の作業を行う場合には、丙は事前に甲に通知し確認をとるものとする。但し、その場合においても内装工事に限るものとする。
- 2：夏季（旧盆）休暇 協議
年末年始休暇 月 日～ 月 日

第5条（工事工程表）

- 1：丙は、工事を着手する前に、全工程予定表を提出するものとする。尚、天候等予測し得ない事情により工程を変更する場合は、改めて工程表を甲に提出するものとする。
- 2：丙は、作業内容を明記した「週間予定表」を甲の見やすい場所に提示するものとする。

第6条（工事車両対策）

- 1：丙は、工事中、工事車両の出入りについては、適切な誘導員を配置し、通行者（特に幼児・

児童・高齢者・身体障害者) の安全確保に細心の注意を払うものとする。尚、状況に応じた誘導員の増員をおこなうものとする。

- 2 : 丙は関係車両運転者に対して安全運転の教育指導を行い、道路交通法の遵守を励行させ、作業所周辺では最徐行を行い、騒音・振動及び危険防止に努めるものとする。
- 3 : 工事関係車両は、工事中必要以外はエンジンを止めるものとする。
- 4 : 付近の道路を通行止めにしての作業は夜間作業とするものとする。

第7条 (現場管理)

- 1 : 丙は、現場に工事責任者を常駐させ、連絡先を明確にし、甲の苦情処理等窓口にあたるとともに現場周辺の管理を十分に行い、甲に迷惑をかけないようにするものとする。
- 2 : 丙は作業員の教育・指導監督を十分行い、甲に不謹慎な言動・行動により迷惑をかけないようにするものとする。

第8条 (連絡体制)

- 1 : 本協定を円滑に実施し、連絡を密にする為に丙は現場事業所を下記の場所に設置し、下記の責任者を常駐させるものとする。
担当責任者 現場代理人
現場事務所 住所
電話
- 2 : 丙は甲から苦情その他申出については、下請け業者に関するものも含め迅速に対応し、処理するものとする。

第9条 (工事の中止請求)

- 1 : 乙又は丙がこの工事協定書の事項に違反した場合、甲は乙及び丙に対して本件工事中止を請求できるものとし、乙及び丙は直ちに工事を中止し、甲と協議するものとする。尚、乙及び丙は、甲に対してそれに伴う損害補償等の請求を行わないものとする。

第10条 (商店街設備アーケード等)

- 1 : 工事に於けるアーケードの解体並びに切断等は、認めないものとする。
- 2 : 旧建物との切りはなしにより生じた、開口部分は乙が責任を持って塞ぐものとする。
- 3 : アーケードの柱その他の付帯設備に損害を与えた場合には、丙が責任を持って修復し原状回復するものとする。
- 4 : 工事終了後アーケード上部(屋根)の汚れ、排水の詰まり等を、丙は商店街と確認し不備のある場合には、直ちに修復し原状回復するものとする。

第11条 (商店街・近隣住民代表との協議)

- 1 : 本協定に定めなき事項については、甲と誠意を持って協議し、まちづくり協定に従い解決にあたるものとする。

令和 年 月 日

甲 (商店街代表)

住 所

団体名

役 職

氏 名

甲(近隣住民代表)

住 所

団体名

役 職

氏 名

乙 (建築主)

住 所

会社名

役 職

氏 名

丙 (施工者)

住 所

会社名

役 職

氏 名